

国&都 コロナ禍の事業者支援

国 事業復活支援金

申請受付中



2022年3月までの見通しを立てられるよう、地域・業種を問わず事業規模に応じて給付される支援金

◆対象:2021年11月~2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月~2021年3月の間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者(中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主)

◆給付額(上限): 法人最大 **250万円** 個人最大 **50万円**

売上高減少率	個人事業主	法人/年間売上高*		
		1億円以下	1億円超~5億円以下	5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上 50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

◆算出式:定められた上限額を超えない範囲で

$$\text{給付額} = (\text{基準期間}^{\ast 1} \text{の売上高}) - (\text{対象月}^{\ast 2} \text{の売上高}) \times 5$$

※1-基準期間:2018年11月~2019年3月、2019年11月~2020年3月または2020年11月~2021年3月のいずれかのうち、売上高の比較に用いた月を含む期間

※2-対象月:2021年11月~2022年3月のいずれかの月

※基準月(2018年11月~2021年3月のうち売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

都 感染拡大防止協力金 (飲食店等対象)

詳しくはこちらから



まん延防止等重点措置の適用に伴い、東京都の営業時間短縮要請に応じた飲食店等に支給される協力金

区分	認証店	非認証店
		「感染防止徹底点検済証」の交付を受け、かつ店頭に掲示している店舗
営業時間短縮と酒類提供及び持ち込み	①朝5時から夜9時までに営業時間を短縮(休業を含む)かつ酒類提供・持ち込みを午前11時~夜8時までとする ②朝5時から夜8時までに営業時間を短縮(休業を含む)かつ酒類提供・持ち込みを終日行わない	朝5時から夜8時までに営業時間を短縮(休業を含む)かつ酒類提供・持ち込みを終日行わない
人数	同一グループの同一テーブルは4人以内 ※「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性を確認した場合は同一グループの同一テーブル案内は5人以上を可とする	同一グループの同一テーブルは4人以内

● **1/21~2/13**

- 認証店① **60万円~180万円**
- 認証店② / 非認証店 **72万円~240万円**

※1月21日からの協力が困難な場合

● **1/24~2/13**

- 認証店① **52.5万円~157.5万円**
- 認証店② / 非認証店 **63万円~210万円**

都 月次支援給付金 (2021年10月分)

申請受付 2/28 まで



国の月次支援金へ上乗せ・横出して支給される給付金(都内の飲食店以外の中小・個人事業者対象)

